

リニア中央新幹線建設促進長野県協議会規約

(名称)

第1条 本会は、リニア中央新幹線建設促進長野県協議会と称する。

(組織)

第2条 本会は、別表の団体等をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、磁気浮上式リニアモーターカーによる中央新幹線の早期建設及び中央新幹線の整備による地域振興の実現を強力に推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するためリニア中央新幹線建設促進議員連盟及びリニア中央新幹線建設促進期成同盟会等と連携協力して、次の事業を行う。

- (1) 国会、関係政府機関、政党その他関係機関に対する陳情
- (2) 建設促進に関する調査研究及び広報
- (3) 広域推進母体の育成強化
- (4) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会	長	1	名
副 会	長	6	名
監	事	2	名

- 2 会長は知事とする。
- 3 副会長は会員の互選による。
- 4 監事は総会において選出する。
- 5 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 6 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会に諮り会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事)

第9条 本会に幹事を置き、会議に付議すべき事項等本会の重要業務について、企画、立案にあたるものとする。

- 2 幹事は、会長が委嘱又は任命する。

(事務局)

第10条 事務局は、長野県建設部リニア整備推進局に置く。

2 事務局の職員は、会長が委嘱又は任命する。

(会計)

第11条 本会の経費は、会員の負担金等をもって充てる。

2 予算及び決算は、総会において審議決定するものとする。

3 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会議に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、昭和57年4月2日から施行する。

附 則

この規約は、昭和58年5月27日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和62年5月25日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成元年6月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年8月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年11月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月21日から施行し、令和元年5月14日から適用する。

附 則

この規約は、令和8年8月24日から施行する。

(別表) (第 2 条関係)

団 体 等
長野県
長野県議会
長野県市長会
長野県市議会議長会
長野県町村会
長野県町村議会議長会
長野県農業協同組合中央会
長野県経営者協会
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会議所連合会
長野県商工会連合会
リニア中央新幹線建設促進諏訪地区期成同盟会
リニア中央新幹線建設促進上伊那地区期成同盟会
リニア中央新幹線建設促進飯伊地区期成同盟会
リニア中央新幹線整備促進木曽地域期成同盟会
長野県リニア中央新幹線建設促進青年会議所連盟